

井の口川水系河川整備基本方針

平成 16 年 7 月

福 井 県

井の口川水系河川整備基本方針 目次

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	5
2.河川整備の基本となるべき事項	6
2.1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	6
2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	7
2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	7

(参考図)

井の口川水系図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 流域及び河川の概要

(1) 流域の概要

井の口川は、福井県敦賀市の南西部に位置する野坂岳に源を発し、敦賀市を南から北へ貫流し、途中、支川である大瀬川、野坂川、三味線川及び原川と合流しながら敦賀湾に注ぐ流域面積約28.4km²、幹川流路延長9.2km(法河川区間延長:井の口川5.35km、三味線川1.76km)の二級河川です。

自然環境特性

(地形・地質)

流域の西方、南方には、敦賀平野を囲むように急峻な山地が連なっており、それらの山麓に小さな扇状地が形成されています。

流域の地質については、江若花崗岩がほとんどであり、流域内には野坂岳の麓を北西から南東に野坂断層が通っています。

(気 候)

井の口川の気候は、年平均気温(昭和42年～平成14年:敦賀測候所)が約15であり、年間の寒暖の変化は約20以上にもなります。年間平均降水量(昭和42年～平成14年:敦賀測候所)は約2,300mmとなっており、年間では冬期に降水量が多くなっています。

(動植物)

井の口川流域の上流域にはコナラ、アカマツなどの代償植生が広がり、最上流部にはスギ、ヒノキなどの植林が見られます。

特徴的な植生として、アカマツ、クロマツの広がる気比の松原、自生するスタジイが見られる秋葉山、ブナ林の広がる野坂岳等があります。

井の口川に生息する動物は、魚類について、汽水域はボラ等、下流域から上流域にアユ、シマヨシノボリ、オイカワ、カワムツ、ドジョウ等が確認されています。その他にも、鳥類のカワウ、サギ類、カワセミ、キセキレイ、爬虫類のクサガメ等も確認されています。

(景 観)

流域の景観は、下流部に形成された敦賀市の中心市街地による景観、上流域を占める山地と沿川に広がる水田がつくりだす景観で構成されています。また、河口部の右岸海岸線に位置する気比の松原は、風光明媚な自然景観となっています。

社会環境特性

(人口・産業)

流域内の人口は、井の口川の右岸側に集中しています。井の口川が位置する敦賀市の人口は、平成14年時点で、約69,000人であり、近年は、微少ですが増加傾向にあります。

井の口川がある敦賀市では、嶺南地域の中でも小売業やサービス業等の商業が最も発達しています。敦賀市は海陸交通の要衝であり、敦賀港は国際港としての指定も受け、多くの地域や国々との取引が行われています。また、敦賀原子力発電所があり、主に関西地方への電力供給を行っています。

(土地利用)

井の口川流域の土地利用状況は、山林が62.5%、水田が16.0%、畑・公園等が5.9%、市街地が15.1%、水面が0.5%となっています。井の口川流域の右岸側は敦賀市の社会、経済の基盤をなす区域であり、左岸側においては良好な自然環境が広がっています。近年、敦賀市街地の拡大に伴い、流域内の開発が進んでいます。

(観光・レクリエーション)

流域内の名所として、河口付近には、アカマツ、クロマツと海岸景観が美しい気比の松原やプレジャーボートスポットがあり、この他にも国の名勝に指定されている西福寺書院庭園、柴田氏庭園、気比の松原、野坂岳などの観光施設が見られます。

(交通)

敦賀市は、京阪神地域と北陸地域とを結ぶ交通の要所となっており、高速道路、国道、鉄道などが市内を通っています。

井の口川流域には、JR小浜線、国道27号が横断している他、舞鶴若狭自動車道が計画されています。

(歴史・文化)

井の口川流域の史跡としては、穴地藏古墳があります。

また、井の口川流域で行われている伝統的な行事として、だのせ祭り(野坂地区で行われる農事を表現した神事)ととろう流しがあります。

(2) 河川の概要

井の口川の河道の現状は、野坂川合流点より上流では河床勾配が 1/60～1/70 と急であり、概ね掘込河道となっています。また、四石橋^{よんこくばし}～野坂川合流点では河床勾配が 1/130～1/280 とやや急で、築堤河道となっています。一方、四石橋より下流部では、河床勾配が 1/400～1/780 と緩やかであり、築堤河道となっています。

災害履歴

井の口川流域では、昭和 28 年の台風 13 号や、昭和 40 年 9 月の台風 24 号豪雨で、井の口川本川及び各支川で河川水が氾濫し、農地、宅地等の浸水被害が生じました。昭和 47 年の台風 9 号、台風 20 号では、三味線川で洪水被害が発生している他、平成 2 年の台風 19 号の際には、洪水流により井の口川の沢地区における護岸が崩壊し、家屋や農地等への被害が危ぶまれました。

治水事業の沿革

井の口川の治水事業については、昭和 62 年度に中小河川改修事業に採択され、平成 3 年度より工事に着手しました。さらに、平成 7 年に「ふるさとの川整備事業」のモデル河川として認定され、下流 1.9km の整備がされています。

また、支川の三味線川では、出水時に土砂の流出が著しく、河床が上昇し河積が縮小したため、昭和 48 年より昭和 62 年まで、暫定計画(1/10 年確率)断面での河川改修が実施されました。

動植物

井の口川の植生は、下流部では、所々に外来種であるセイタカアワダチソウが見られ、中上流域では、河岸にクズ、オギ、ヨモギ、ススキ群落等が繁茂し、水際にはツルヨシ、ミゾソバ群落が多く生育しています。

井の口川に生息する動物は、魚類について、汽水域はボラ等、下流域から上流域にアユ、シマヨシノボリ、オイカワ、カワムツ、ドジョウ等が確認されています。その他にも、鳥類のカワウ、サギ類、カワセミ、キセキレイ、爬虫類のクサガメ等も確認されています。

貴重種として魚類のメダカ(絶滅危惧 類)、底生生物のマルタニシ(準絶滅危惧種・県域準絶滅危惧種)、鳥類のササゴイ(県域準絶滅危惧種)、ミサゴ(準絶滅危惧種・県域絶滅危惧 類)、イソシギ(県域準絶滅危惧種)、チョウゲンボウ(県域準絶滅危惧種)が確認されています。外来種としては、ミシシippアカミミガメが確認されています。

水環境

井の口川の水質は、近年(平成10年～平成14年)においては、上流ではBOD(75%値平均)で約2.2mg/l、下流では約1.6mg/lとなっています。下流観測地点(穴地藏橋:C類型(5mg/l以下))では、環境基準を満足していますが、上流観測地点(みどりばし(豊橋):A類型(2mg/l以下))では、環境基準を満足していない年も見られます。

水利用と水面利用

河川水の利用に関しては、許可及び慣行水利権に基づいた農業用水として現在233.2haに及ぶ耕地のかんがいに利用されています。また、下流域では、木材の運搬航路やプレジャーボートスポットへの経路として、船舶による水面利用が行われています。

空間利用

井の口川の河口より1.9kmまでは、みどり豊かな河川公園が整備されています。また、堤防の一部は散策路として利用されています。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

井の口川の河川整備の現状、水害発生の状況及び河川の利用の状況並びに河川環境の保全を考慮して、総合的な保全と利用に関する基本方針を以下のように設定します。

また、事業の実施に際しては、流域の社会経済情勢の発展に即応するよう、敦賀市都市計画マスタープラン等との調整を図り、かつ、既存の水利施設等の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図ります。

治水

洪水による災害の発生の防止または軽減に関しては、50年に1回程度の降雨で発生する洪水に対応するための河道改修等を実施し、洪水の安全な流下を図ります。

また、周辺地域の整備状況や河川環境を考慮した上で、河川の上下流のバランスを考え、水系一貫した整備を行います。

利水

河川水の利用に関しては、許可及び慣行水利権に基づいた適正な農業用水の取水が行われていることから、今後とも適正な水利用が図られるよう努めます。流水の正常な機能の維持に関しては、流量観測等により流況を把握し、湯水被害等が想定される場合には、関係機関への情報提供や利水者との調整に努めます。

環境

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合や地域住民と調整を図り、自然環境、社会環境といった流域の特性を踏まえた上で、地域のニーズに配慮した河川環境の整備と保全を図ります。また、水量・水質等について定期的な調査を行うなどの河川環境の保全に努め、多様な動植物の生息・生育環境に配慮し、自然と共生する水辺空間づくりに努めます。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の機能を十分に発揮させるよう、除草、ゴミ拾い等の維持管理を地域住民と連携して適切に行っていきます。

また、地域の活性化が図られるよう配慮するとともに、流域住民に対して積極的に河川の情報を提供し、流域住民と関係機関が一体となった川づくりが図られるよう努めます。

2. 河川整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

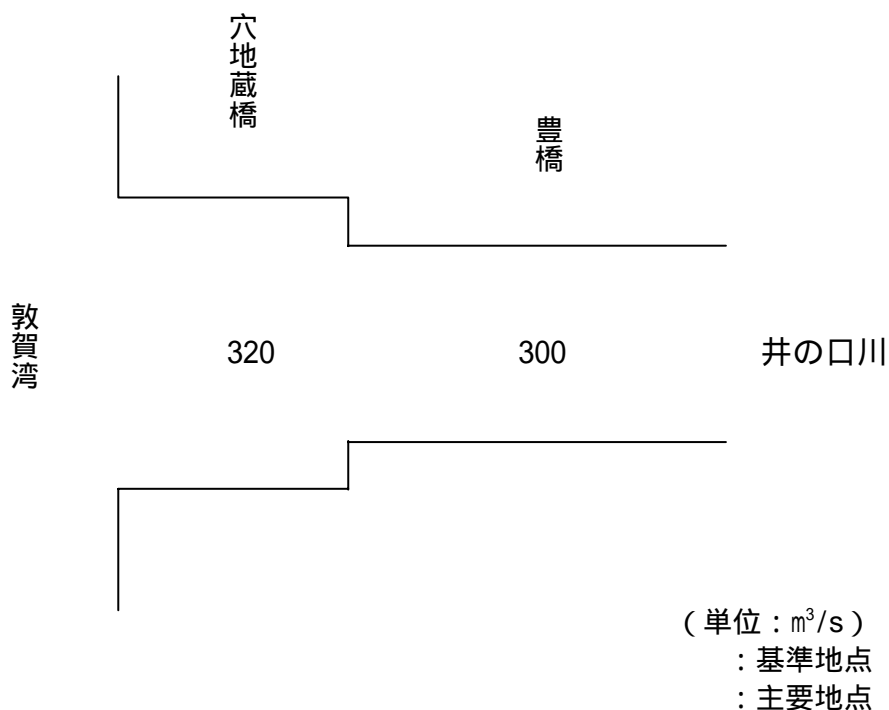
基本高水は50年に1回程度発生する規模の降雨で生起する洪水を想定し、ピーク流量を基準地点豊橋地点において $300\text{m}^3/\text{s}$ 、主要地点穴地蔵橋地点において $320\text{m}^3/\text{s}$ とし、全量を河道により流下させます。

基本高水のピーク流量

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)	その他施設による調節流量 (m^3/s)
井の口川	豊橋	300	300	-

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

井の口川における計画高水流量は、基準地点である豊橋地点において $300\text{m}^3/\text{s}$ とし、その下流の残流域からの流量と合わせ、主要地点穴地蔵橋地点において $320\text{m}^3/\text{s}$ とし河口まで同流量とします。



計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

井の口川の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅等は以下のとおりとします。

主要な地点における計画高水位及び川幅

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	概ねの川幅 (m)
井の口川	穴地藏橋	0.5	+1.06	42
井の口川	豊橋	2.5	+4.70	37

注) T.P. : 東京湾平均海面

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

井の口川では現在、農業用水の取水が行われています。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流況や取水実態、動植物の生息・生育環境等の把握を行った上で決定し、適正な利用がなされるよう努めます。

